



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 18 日 (金)
第 8 5 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結 (313) (行政監察・法人指導課) 2
	鳥取県産業廃棄物実態調査の実施 (314) (循環型社会推進課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (315) (経済産業総室) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (316) (森林づくり推進課) 3
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (317) (県土総務課) 4
	公共測量の実施に係る作業期間の変更 (318) (〃) 4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (319) (技術企画課) 5
	県営土地改良事業計画の決定 (320) (農地・水保全課) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (321) (中部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (322) (〃) 6
	森林病虫害の駆除命令 (323) (中部総合事務所農林局) 6
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ-
	ビスの事業の廃止の届出 (324) (東部福祉保健事務所) 7
	土地改良区の役員の就退任 (325) (東部農林事務所) 7
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (緑豊かな自然課) 8
	狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 9

告 示

鳥取県告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 倉吉市海田西町二丁目178
氏名 高田 充征
- 2 契約期間の始期 平成26年4月7日
- 3 費用の額の算定方法 890万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第314号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
平成25年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
 - ウ 自社中間処理前発生量
 - エ 委託前自社中間処理方法
 - オ 委託中間処理方法
 - カ 委託最終処分方法
 - (2) その基準となる期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 5 報告を求める者
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

- 7 報告を求める期間
平成26年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第315号

平成26年鳥取県告示第6号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したスーパーセンタートライアル米子大谷店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見の概要
歩行者等の安全確保と周辺交通への配慮のため、店舗敷地出入口を追加設置すること。
- 2 縦覧に供する期間
平成26年4月18日から1月間
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第316号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡南部町下中谷字トチウ谷奥719の1、字トチウ谷725、727の1、字ツイカ谷734、736、738から740まで、742、743、字牛房谷750、752の1、上中谷字東平谷704、字境谷714から716まで、718、723から725まで、729、字境谷山747の1、字オノ谷2639、2640の1、2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、字オノ谷尻2652の1、2653の1、2654の1、2654の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

下中谷字ツイカ谷739、740、743、上中谷字オノ谷2639、2640の1、2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、字オノ谷尻2652の1、2653の1、2654の1、2654の7

イ その他の森林については、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第317号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成26年4月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

城東建設株式会社 代表取締役 伊藤 善雄

鳥取市古海663

鳥取県知事（般-25）第4522号

3 処分の内容

平成26年4月10日から同年5月24日までの45日間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、平成23年9月30日、平成24年9月30日及び平成25年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、資産状況を過大に計上するなどし、粉飾した財務諸表により申請を行い、当該経営事項審査結果を得てその結果を用いて入札参加資格を取得した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に規定する「建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。」に該当する。

鳥取県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき平成25年8月13日付鳥取県公報第8522号により告示した公共測量の実施（平成25年鳥取県告示第613号）について、湯梨浜町長から次

のとおり作業期間を変更する旨の通知があったので告示する。

平成26年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更後：平成25年 7 月16日から平成26年 5 月30日まで

変更前：平成25年 7 月16日から平成26年 3 月25日まで

鳥取県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
八頭中央都市計画ごみ焼却場 2号鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業妻波地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年 4 月18日から同年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場及び北栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第321号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人和	ヘルパーステーションわのわ	倉吉市堺町二丁目 239-87	平成26年 5 月 1 日	訪問介護

鳥取県告示第322号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人和	ヘルパーステーションわのわ	倉吉市堺町二丁目 239-87	平成26年 5 月 1 日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第323号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成26年 6 月 2 日から同年 7 月18日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、中部総合事務所農林局及び湯梨浜町役場、北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月18日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254-1	居宅介護、重度訪問介護	平成26年3月31日

鳥取県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年4月18日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 本 善 博 鳥取市気高町日光451
 " 嶋 澤 幹 雄 鳥取市気高町山宮31
 " 山 中 博 昭 鳥取市気高町重高89
 " 浜 辺 信 康 鳥取市気高町八束水667
 " 村 上 勲 鳥取市気高町富吉389-2
 " 山 下 泰 之 鳥取市気高町下坂本272
 " 岡 田 美喜雄 鳥取市気高町上光182-1
 " 井 伊 義 明 鳥取市鹿野町小別所69
 " 梅 実 一 登 鳥取市気高町飯里123
 " 山 下 義 信 鳥取市気高町会下65
 監事 山 根 次 善 鳥取市気高町上原385
 " 山 崎 博 之 鳥取市気高町下原105
 " 松 本 隆 寿 鳥取市気高町下光元414

平成26年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	森 本 善 博	鳥取市気高町日光451
〃	梅 実 一 登	鳥取市気高町飯里123
〃	池 邊 弘	鳥取市気高町下坂本172
〃	嶋 澤 正 雄	鳥取市気高町山宮236
〃	田 中 弘 之	鳥取市気高町富吉169
〃	井 伊 義 明	鳥取市鹿野町小別所69
〃	谷 口 榮	鳥取市気高町会下178
〃	徳 田 綾 二	鳥取市気高町下原76
〃	中 原 信 弘	鳥取市気高町二本木56
〃	早 稲 田 昭	鳥取市気高町上光793-1
監 事	角 田 完	鳥取市気高町下石159
〃	森 本 和 夫	鳥取市気高町睦逢260
〃	嶋 田 博 幸	鳥取市気高町下光元224-1

平成26年4月1日就任 任期4年

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成26年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成26年6月29日（日）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
平成26年7月27日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
平成26年8月24日（日）	〃	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
平成26年11月30日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 82円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成26年5月7日（水）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 平成26年6月18日（水）

(2) 鳥取会場 平成26年7月16日（水）

(3) 倉吉会場（1回目） 平成26年8月13日（水）

(4) 倉吉会場（2回目） 平成26年11月19日（水）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円

イ その他の者 4,300円

(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの

ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円

イ その他の者 5,200円

(3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成26年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部生活環境事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成26年8月6日(水)	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂	鳥取市(平成16年10月31日における鳥取市の区域に限る。)に住所を有する者
平成26年8月7日(木)	〃	〃	鳥取市(平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。)又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成26年8月8日(金)	〃	八頭郡八頭町宮谷80 八頭郡郡家公民館大集会室	鳥取市(平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。)又は八頭郡に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成26年8月1日(金)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成26年8月4日(月)	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者
平成26年8月5日(火)	〃	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

なお、該当する会場により難しい者については、住所地を所管する事務所の担当課に申し出て承認が得られた場合は、(1)～(3)に掲げる他の会場において適正試験及び講習を受けることができる。

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル

ルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 82円切手1枚（受検票返送用。郵送により申請する者のみ）

6 申込受付期間

平成26年6月9日（月）から次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

(1) 東部生活環境事務所管内 平成26年7月30日（水）

(2) 中部総合事務所管内 平成26年7月25日（金）

(3) 西部総合事務所管内 平成26年7月28日（月）

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320